

# エコアクション21ロゴマーク使用規程

一般財団法人 持続性推進機構

2020年3月18日改訂

一般財団法人 持続性推進機構（以下「本機構」という。）は、エコアクション21ロゴマーク（以下「EA21 ロゴマーク」という。）の適正な使用を図るため、エコアクション21ロゴマーク使用規程（以下「本規程」という。）を、「エコアクション21認証・登録制度実施要領（以下「実施要領」という。）1. 総則 1-5. エコアクション21ロゴマーク」に基づき定める。

## 1. 総則

### 1) 目的

本規程は、エコアクション21中央事務局（以下「中央事務局」という。）より、エコアクション21の認証・登録を受けた認証・登録事業者（以下「認証・登録事業者」という。）、承認・登録を受けたエコアクション21地域事務局（以下「地域事務局」という。）、要員認証・登録を受けたエコアクション21審査員（以下「審査員」という。）及びエコアクション21サポーター（以下「サポーター」という）並びに委嘱を受けた参与がEA21ロゴマークを使用するに当たって必要な事項を定める。

### 2) EA21ロゴマークの使用

認証・登録事業者、地域事務局、審査員、サポーター及び参与は、EA21ロゴマークを本規程に基づき使用することができる。

### 3) EA21ロゴマークの使用方法

認証・登録事業者、地域事務局、審査員、サポーター及び参与は、EA21ロゴマークの使用に当たっては、別に定める「エコアクション21ロゴマーク使用規則」（以下「使用規則」という。）を遵守しなければならない。

## 2. 認証・登録事業者のEA21ロゴマークの使用

### 1) EA21ロゴマーク使用期間

認証・登録事業者のEA21ロゴマークの使用期間は、認証・登録証に記載された認証・登録日から2年間とする。その後、更新審査を受審し、認証・登録が更新されない場合は、継続してEA21ロゴマークを使用することはできない。

## 2) 認証・登録番号の表示

認証・登録事業者は、認証・登録証に記載されている認証・登録番号をEA21ロゴマークの下段に必ず表示しなくてはならない。

## 3) 食品リサイクル優良事業者の標記

「エコアクション21食品関連事業者認証・登録制度」(平成20年4月より開始)における認証・登録事業者は、「エコアクション21食品関連事業者向けガイドライン」に基づき、食品リサイクルと環境への取組を行った食品リサイクル優良事業者として認証・登録され、「食品リサイクル優良事業者」をEA21ロゴマークの上段に標記することができる。

## 4) EA21ロゴマーク使用条件

認証・登録事業者は、EA21ロゴマークの使用に当たって、以下の条件を遵守しなければならない。

- ①認証・登録事業者はEA21ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできない。
- ②認証取得について、新聞・雑誌等での発表、あるいは看板等への掲示を行う場合には、認証・登録範囲(認証・登録証に明記されています)について明示し、誤解が生じないように配慮しなければならない。
- ③EA21ロゴマークは、認証・登録の範囲内で、自社のパンフレット、カタログ、レターヘッド、社員の名刺等に表示することはできるが、製品自体又はその包装にロゴマークを付けることはできない。
- ④組織の一部が認証を取得している場合、組織全体が認証取得しているものと誤解を招かないよう配慮しなければならない。
- ⑤名刺に使用する場合は、認証・登録組織・サイトに所属し、登録活動範囲の業務に従事している者のみが使用できる。

## 3. 地域事務局のEA21ロゴマークの使用

### 1) EA21ロゴマーク使用期間

地域事務局は、EA21ロゴマークを地域事務局としての承認・登録期間中、使用することができる。地域事務局は、地域事務局承認・登録の更新がされない場合は、継続してEA21ロゴマークを使用することはできない。

### 2) 地域事務局登録番号の表示

地域事務局は、地域事務局番号をEA21ロゴマークの下段に必ず表示しなければならない。

### 3) EA21ロゴマーク使用条件

地域事務局は、EA21ロゴマークの使用に当たって、以下の条件を遵守しなければならない。

- ①地域事務局は、EA21 ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできない。
- ②地域事務局は、EA21 ロゴマークを地域事務局のパンフレット、レターヘッド、また登録した事務局員の名刺等に表示することができる。

## 4. 審査員、サポーター及び参与のEA21ロゴマークの使用

### 1) EA21ロゴマーク使用期間

審査員、サポーター及び参与のEA21ロゴマークの使用期間は、審査員は要員認証・登録期間の3年間、サポーターは要員認証・登録期間の5年間、参与は委嘱から3年間とする。審査員及びサポーターは、要員認証・登録の更新がされない場合は、継続してEA21ロゴマーク使用することはできない。

### 2) 認定・登録番号の表示

審査員及び参与は審査員番号を、サポーターはサポーター番号をEA21ロゴマークの下段に必ず表示しなくてはならない。

### 3) EA21ロゴマーク使用条件

審査員、サポーター及び参与は、EA21ロゴマークの使用に当たって、以下の条件を遵守しなければならない。

- ①審査員、サポーター及び参与は、EA21 ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできない。
- ②審査員、サポーター及び参与は、EA21 ロゴマークを自らのパンフレット、レターヘッド、名刺等に表示することができる。

## 5. EA21ロゴマーク使用状況等の調査

中央事務局は、認証・登録事業者、地域事務局、審査員、サポーター及び参与に対して、EA21ロゴマークの使用状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

## 6. EA21ロゴマークの不正使用への対応

中央事務局は、EA21ロゴマークが、認証・登録事業者、地域事務局、審査員、サポーター及び  
参与により本規程及び使用規則に違反し、又は不正に使用された場合には、認証・登録事業者の  
認証・登録取消し、地域事務局の承認・登録取消し、審査員及びサポーターの要員認証・登録取  
消し、及び参与の委嘱取消しを行う他、必要な法的措置をとることができる。

2011年10月1日 策定

2017年11月6日 改訂

#### **【改訂履歴】**

一般財団法人 持続性推進機構

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-14-18-4F

本機構に無断で記載内容の全部又は一部を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。

Copyright 一般財団法人 持続性推進機構 All Rights Reserved.